



そくさいかいね

平成 26 年・第 1 回定例会 =

【七尾市の花】
=菜の花=

発行者 「礎」 荒川一義
平成 26 年 4 月発行 No.38
TEL. FAX 0767-57-8067
E-mail: k-arakawa@nanaonet.jp

市長提案理由説明

▼平成 26 年・第 1 回定例会は、平成 26 年 3 月 3 日～3 月 25 日迄の 23 日間の会期で開催されました。▼提案理由説明で市長は、国においては本年 4 月からの消費税の引き上げによる需要の反動減の緩和や、景気の下振れリスクへの対応だけでなく、その後の経済成長力の底上げと好循環を実現し、持続的な経済成長へと繋げるため、昨年 12 月に経済政策を決定したと説明。▼国における一連の経済政策が、デフレ不況からの脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとし、地域経済へも早期に、そして確実に波及して来る事を期待するとし、来るべき交流基盤充実の好機を活かした、地域経済の活性化に取り組んで行くことと致しました。

▼平成 26 年度予算の編成にあたっては、「ふるさと七尾」の発展に資する施策について、重点的な財源配分を行い、積極的な予算編成を行うとし、5つの柱を示しました。

1. 交流基盤充実の効果を最大限に活かす取り組み
2. 地域資源を活かした産業の振興
3. 安全、安心、快適で暮らしやすいまちづくり
4. 里山里海を守り育てる人づくり
5. 協働のまちづくりと簡素で効率的な行政運営

▼平成 26 年度一般会計の当初予算総額は、314 億 3 千万円、特別会計は水道事業会計を合わせた総額は、649 億 1,253 万 4 千円となり、過去最高の水準となったと上程いたしました。

▼今議会は、会派を代表する代表質問に 4 名、一般質問 12 名、計 16 名の議員が質問に立ち、市政や議案に対する質疑・質問が行われ、活発な議論が交わされました。▼今議会の概ねについてご報告致します。

平成 25 年度 3 月補正予算の概要(一般会計)

4,113 万 3 千円の増額

	3 月補正予算額	3 月補正後予算額	対前年比
平成 25 年度	4,113 万 3 千円	339 億 7,057 万 3 千円	△3.5%
平成 24 年度	6 億 1,811 万 9 千円	351 億 9,008 万 5 千円	+12.5%
平成 23 年度	△3 億 1,129 万 6 千円	312 億 7,890 万 7 千円	△0.9%



基金(貯金)残高(平成 25 年度見込み額)

区 分	H25 年度末残高見込額
財政調整基金	43 億 6,327 万 6 千円
減債基金	8 億 3,552 万 9 千円
その他特定目的基金	37 億 296 万円
特別会計基金	7 億 2,121 万 3 千円
計	96 億 2,297 万 8 千円

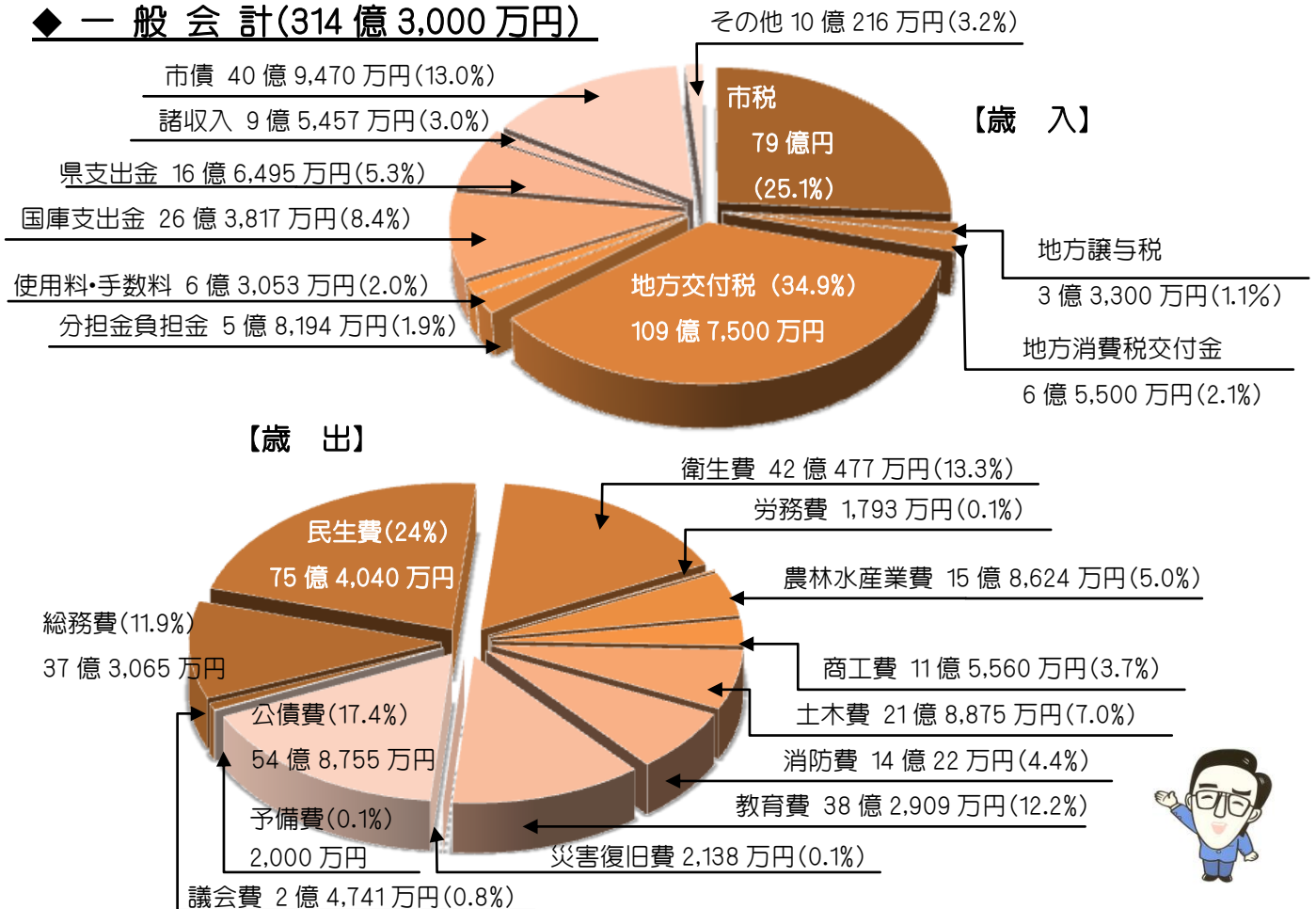
市債(借金)残高(平成 25 年度見込み額)

区 分	H25 年度末残高見込額
一 般 会 計	488 億 913 万 5 千円
特 別 会 計	331 億 1,610 万 2 千円
ケーブルテレビ事業	17 億 8,965 万 9 千円
簡易水道事業	5 億 6,822 万 5 千円
下水道事業	306 億 9,806 万円
水道事業会計	55 億 8,134 万 6 千円
病院事業会計	122 億 2,937 万 5 千円

平成 26 年度当初予算 **【一般会計】 314 億 3,000 万円** (対前年度比 6 億 4,000 万円 2.0% 減)
【予算総額】 649 億 1,253 万 4 千円 (一般会計・特別会計・公営企業会計)

平成 26 年度会計別当初予算総括表		(千円.%)				
区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	比 較	増減率	
一 般 会 計		31,430,000	32,070,000	△640,000	△2.0	
公 営 企 業 以 外 の 特 別 会 計	ケーブルテレビ事業特別会計	551,174	510,219	40,955	8.0	
	国民健康保険特別会計	事業勘定	6,946,078	7,311,249	△365,171	△5.0
		直診勘定	—	66,552	△66,552	廃止
	後期高齢者医療保険特別会計	713,043	688,571	24,472	3.6	
	介護保険特別会計	6,699,116	6,450,595	248,521	3.9	
	簡易水道事業特別会計	246,271	247,100	△829	△0.3	
	下水道事業特別会計	3,589,042	3,528,066	60,976	1.7	
	公設地方卸売市場事業特別会計	131,397	128,841	2,556	2.0	
	西岸財産区特別会計	118	118	0	0.0	
	小 計		18,876,239	18,931,311	△55,072	△0.3
公 営 企 業 会 計	水道事業会計	2,788,347	2,561,619	226,728	8.9	
	病院事業会計	11,817,948	10,866,188	951,760	8.8	
	小 計	14,606,295	13,427,807	1,178,488	8.8	
合 計		64,912,534	64,429,118	483,416	0.8	

◆ 一 般 会 計(314 億 3,000 万円)



七尾市シンボル制定

○菜の花(花)→ 黄色の花が一面に咲くその情景は、春を待つ七尾の人々の優しい心と喜びを表現し、七尾の里山里海の豊かさを表現するのに最もふさわしい花です。これから守り育てる事によって、市民の一体感を醸成できる花です。



○松(木)→



七尾の里山里海に広くみられ、穏やかな海と美しい海岸林の景観、山の恵みをもたらすなど、を通じて親しまれてきている木です。長谷川等伯が描いた「松林図屏風」をイメージする事によって、七尾の歴史と文化の深さを知る事ができ、市民憲章の「古木歩みを誇りつつ文化の薫るふるさとに」の言葉に込めた思いを表現できる木です。

○カモメ(鳥)→ 七尾の海岸に群れる姿は、人が集う事や協調性をイメージさせる鳥です。



市民憲章にうたわれている「波おだやかに碧光り」とある海の情景を大切に、青空に舞う姿は、七尾の豊かな里海を表現するのに最も相応しい鳥です。

○ハチメ(魚)→ 七尾の海域に広く一年中生息し、美しく豊かな里海を表現するのに相応しい魚です。食文化に根付き、祭りなどのもてなしの席にかかせない地魚として親しまれている魚です。



国保会計の健全な財政運営と国保税改正

▼将来に向けた国保会計の健全な財政運営を図る為、昨年9月に国保運営協議会に国保税の見直しについて諮問を行い、本年2月12日に答申を受けました。▼答申では、昨今の景気の低迷や消費税の引き上げを考慮し、低所得者に配慮しながら、今後2年間の収支バランスが取れる国保税率の改正案が示されました。

▼また、不測の事態に備え財政調整基金は一定額を確保する事としています。

【平成26年度 国民健康保険の税率改正】

		所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	現行	7.5%	30.0%	27,000円	24,700円
	改正	8.0%	30.0% (変更なし)	29,400円	24,700円 (変更なし)
後期高齢者支援金分	現行	1.9%	6.0%	7,100円	5,500円
	改正	2.4%	6.0% (変更なし)	9,900円	5,500円 (変更なし)
介護納付金分 (40歳～64歳まで)	現行	1.6%	2.0%	7,000円	5,000円
	改正	2.2%	2.0% (変更なし)	10,400円	5,000円 (変更なし)
計	現行	11.0%	38.0%	41,100円	35,200円
	改正	12.6%	38.0% (変更なし)	49,700円	35,200円 (変更なし)

○被保険者1人当たり平均引上額 年額 7,910円(+8.1%) ○1世帯当りの平均引上額(1.7人)年額 12,589円(+7.8%)

▼今回の国保税率の改正については、国の低所得者対策の拡充による一般会計繰入金金の増額を見込んでいます。▼また、国保会計の健全運営を推進して行くには、保険者、被保険者、国・県の一体的努力が必要不可欠であり、その中でも保険者である市の果たす役割は、大きいものがあります。▼保険事業の拡充や医療費の適正化に加え、国保税の収納率向上を図るなど、現状の課題に向けて積極的に取り組まなければなりません。

犬のフンは

飼い主が持ち帰りましょう



七尾市ばい捨て等を防止する条例

■「七尾市ばい捨て等を防止する条例」が今定例会で可決いたしました。

この事の概要や取り組みについてご報告いたします。(過料の内容については検討中)

1. 背景 … ▼当市では、今なお一部の人のマナーの悪さにより、ゴミのばい捨てや山間部等で不法投棄が行われています。その為、人が住む場所では生活環境が悪化し、同時に自然環境が損なわれている事が大きな問題となっています。 ▼そこで世界農業遺産に登録された「能登の里山里海」の豊かな自然や文化を次世代へ継承していくためにも「誰もが住み良い美しいまち」を目指し、今回条例を制定する事としました。
2. 目的 … 当市では、七尾市環境基本計画に基づき、市内で暮らす誰もが、やすらぎや潤いが実感できる生活を確保する為、市、市民等及び事業者が各々の責務を明らかにすると共に、その制限を目的としています。
3. 施行時期 … 平成 26 年 10 月 1 日
4. 禁止行為 … (1)空き缶等 … 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられる容器又は包装材、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物であって、投棄される事で環境美化を損なうもの。(2)冷蔵庫、テレビ、タンス等の廃棄物の投棄 (3)飼い犬等のふんの放置
5. 指導行為 … ▼禁止行為に対し、原状に戻すよう指導又は勧告を行う。 ▼勧告に従わない場合、違反者に対し文書にて命令を行う。 ▼命令に従わない場合、過料に処する。
6. 過料(案) … ばい捨て及び飼い犬等のふんの放置には 1 件当たり 5 千円、廃棄物の投棄には 1 件 1 万円。
7. 環境美化指導員 … 平成 26 年 10 月 1 日から、環境課職員、不法投棄監視員、その他市長が認めた者で構成し、環境美化指導員として活動します。



子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金

■子育て世帯臨時特例給付金

担当課 … 七尾市子育て支援課(ミナクル内 53-8419)

消費税の値上げに際し、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置を行う。

児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金としてこれと併給調整をして支給するものです。

- 支給対象者 … 基準日における平成 26 年 1 月分の児童手当(特例給付含む)の受給者であって、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。
- 児童対象 … ①基準日に生まれた児童も対象に含める。②基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。③基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を終了している場合に於いても対象。但し、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保険者は除く。
- 給付金 … 対象児童1人につき1万円。 ○基準日 … 平成 26 年 1 月 1 日(臨時福祉給付金と同日)

■臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

担当課 … 七尾市福祉課(ミナクル内 53-8418)

消費税引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響を鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実の為の措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置を行う。

- 支給対象者 … ・市町村民税(均等割)が課税されていない者。(生活保護制度内対応の被保護者等は対象外)
・支給対象者のうち、次のいずれかの該当者は 26 年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき 5 千円を加算。①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等②児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の対象となる手当の受給者等。
- 支給額(1 回の手当で支給) … ・支給対象者1人につき 1 万円 ・加算対象者1人につき 5 千円を加算
- 基準日 … 平成 26 年 1 月 1 日(子育て世帯臨時特例給付金と同日)

【議会質問】

今回私の代表質問は「合併10周年を迎えるにあたって」「行財政改革第3次プラン」「マイナンバー制度」「防犯カメラの設置」「指定避難施設の開設」「ミュージアム構想と活用」「公立能登総合病院」7点23項目について質問しました。

■合併10周年を迎えるにあたって



質問・記念式典の日程や記念事業、実施期間や規模等の考えを伺います。

市長答弁・▼今年10月5日にサンライフプラザに於いて、より多くの市民、関係者に参加いただき節目の記念事業式典を行いたい。▼具体的には、合併にご尽力いただいた功労者の表彰や、七尾城跡の国史跡指定80周年記念イベント、さらに市のシンボルである花、木、鳥、魚の周知の事業の他、各種の冠事業も行う中で、さらなる市民の一体感の醸成、そして10周年の体感できる機会、さらには次の10年、20周年に向けてふさわしいスタートが切れるようなものにしていきたいと思っている。

■マイナンバー制度について



質問・昨年の5月に国会で成立しましたこの制度は、文字通り国民一人一人に個人番号を割り当て1つの番号で管理する社会的インフラですが次の点について伺います。①市が今後取り組んで行く内容と、導入スケジュール ②活用分野と市民のメリット、セキュリティ対策 ③市内の体制づくりと自治体への経費支援。

総務部長・①平成28年1月の制度運用開始、平成29年7月の情報連携開始への対応に準備を進める。②国と自治体の連携により、各種申請に係る添付書類が削減されるなど、利便性の向上が見込まれる。セキュリティ対策として市では、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織管理規定やアクセス管理規定、個人情報保護条例により職員全員が意識を持って厳重に情報管理を行う。③総務課を中心に市内関係各課取り組んで行く。今後の制度の進捗状況に応じて、必要があればこの業務に特化した対応を取るなど、柔軟に対応し適正かつ確実に制度の導入を進める。導入に係る国からの支援については、システム整備のうち直接制度導入に係る経費を対象に、予算の範囲内で補助金として措置されることになっている。

■公立能登総合病院について



質問・①診療報酬改定に伴い、当病院経営への影響と対応。地域医療全体に与える影響と課題。

②国保直営診療所(鉾打診療所・能登島診療所)を公立能登病院に移管した理由と、この事に伴う取り組み。

川口病院事業管理者・▼①今回の改定は、名目上は0.1%増となっているが、これは消費増税分を含んだものであり、実質的には6年ぶりのマイナス改定と非常に厳しく、特に、我々の急性期病院にとっては施設基準入院基本料7:1に係る看護必要度の要件が厳格化されており、多くの病院でも今後の維持が難しくなる事が予想される。▼当院にとっても、入院基本料7:1の取得が出来なければ収益的にもマイナス要因になる。▼対策の一つとして、一病棟を収益性の低い地域包括ケア病棟への変更など、病棟再編成も想定しているが、そうなれば、病院経営上は大変厳しい状況となる。▼今回改定の主眼は、急性期で入院した患者をどんどん退院させ在院日数を短縮し、在宅に帰す狙いがあり、病院や老健施設でも在宅復帰率が導入される。▼高齢化しつつあるこの地域に於いて、果たしてすべての患者を適切な在宅の方向に向かわせる事が出来るのか、在宅難民にならないのか、病院としても大変危惧しています。

▼②国保直営診療所の運営については、これまで市の健康福祉部が運営を行ってきた。平成24年度から当病院から医師の派遣を行ってきており、平成25年3月に七尾鹿島広域圏事務組合が解散し、当院が七尾市の病院となった事を機会に、診療所運営の移管について検討を重ねてきた。その結果、医療が専門である病院が診療所を運営する事は効率的であり、診療所と病院が密接な関係になる事で、機能分担が促進され有用である事から、平成26年度から当病院で運営する事に決した。▼新たな取り組みとして、薬剤に関して他の病院との重複処方を防ぐなど、服薬の安全性を高めるため、配達方式の院外手法に変更する予定ですが、診療内容については、これまでと変わらなく行っていく事になります。

■議会改革特別委員会

●七尾市議会議員定数について …【答申】現在の「22人」から4人減じた「18人」が適正であるとする。

1. 基本的な考え方 … 1) 地方自治体では、首長と議会の議員それぞれを住民が直接選挙によって選ぶ二元代表制をとっている。2) 議員定数の増減は、地方自治制度の根幹にかかわる重要な問題である。3) 平成 23 年度に実施した市民アンケートに於いて、当時、議員定数が多いと答えた人は全体の 51%を占めた。4) 議員定数の法定上限が撤廃された以上、客観的に見て適正な定数である事の根拠となり、かつ将来議員定数を見直す際に於いても、基準となるものを当市議会として設定しておく必要がある。

2. 議会基本条例(第 23 条) … 議員定数の改正は、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮する。議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定する。

3. 結論 … 現段階で、客観的にわかりやすい根拠になると考えられるものは、議員一人当たりの人口、常任委員会の構成であると考えられる。



【議員定数の答申】

【議員一人当たりの人口について】 ①当市では、2,612 人。 ②全国の人口約 5 万人～6 万人都市の平均は、2,652 人。 ③金沢市を除く県内 10 市の平均は 2,973 人。 ④地方自治法上の旧規定では、5 万人以上 10 万人未満の市町村の議員定数の上限が 30 人であった事から、その最大値は 3,333 人。 ⑤比較対象とした市に於いても、今後、議員定数の削減が見込まれる。 ⑥ 将来の議員定数見直しの基準となるので、ある程度わかりやすい数値にしておく。

以上の事から、当市における議員一人当たりの人口を、3,000 人と設定する事が妥当。

【常任委員会の構成について】 現在の 3 つの常任委員会を維持するとすれば、一般論からその必要人数は 18 人～24 人が妥当。しかし、議員定数がある程度恒久的なものにするためには、現段階で考えられる最小の人数にすべきである。次回 4 年後の平成 29 年度の推計人口 52,600 人を最少人数である 18 人で除するば、議員一人当たりの人口は、2,922 人となり、先に述べた人口比との整合性もある。 以上の様な事から、今回の答申とするものである。

●七尾市議会本会議における質問実施要領について(抜粋)

質問種別	旧質問方法	新質問方法(今議会から適用)	備考
代表質問	・一括方式 ・制限時間30分(答弁時間及び再質問時間を含めない。再質問時間制限なし)・発言回数(2回)	〃	・3月、9月定例会のみ実施 ・会派の代表者が質問・質疑を行う事。
一般質問	・一括方式または一問一答方式の選択制。[一括]制限時間30分(答弁及び再質問時間含めない)・発言回数(2回)[一問一答]制限時間30分(答弁時間含めず再質問時間含む)・発言回数は無制限	・一括方式または一問一答方式の選択制。[一括]制限時間 20分(答弁及び再質問時間含めない。再質問時間 1回 5分)・発言回数(3回)[一問一答]制限時間 60分(答弁含む)・発言回数は無制限	・議員各自が質問・質疑を行う事。

●議会常任委員会の毎月開催について。

これまで、年4回開催される定例会の中で各常任委員会(総務企画、教育民生、産業建設)が開催され、そこで議案審議を行ってきましたが、今後は毎月1回常任委員会を開催し、市民の声や市政の課題、問題点に速やかに対応していきます。



【議会改革特別委員会】

◆議会改革特別委員会は昨年の市議会議員選挙後に新しく組織され、『人格を持った議会』を目指し、様々な議会改革に取り組んでいきます。

今後は、議会報告会、政務活動費、通年議会などを予定しています。